岩手県監査委員告示第50号

監査結果の公表(平成27年岩手県監査委員告示第42号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年6月9日
 - イ 本監査実施日 平成27年7月15日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の管理に当たり、債権処	債権管理については、債権者の生活情報の的確な把握、
理の手続に不適切なものが3件、510,399円あったので、適	文書・電話等による督促、関係機関との連絡調整等を確実
正な事務の執行に努められたい。	に行うことにより、適正な債権管理の徹底を図り、再発防
	止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年6月16日及び17日
 - イ 本監査実施日 平成27年7月14日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間遅れて調	ア 使用料の徴収に当たっては、債権確定後速やかに調定
定しているものが1件、333,600円あったので、適正な事	を行うとともに、調定状況の定期確認と職員相互のチェ
務の執行に努められたい。	ックを加え適正な事務の執行に努めることとした。
イ 使用料の収納に当たり、収納方法を誤っているものが	イ 使用料の収納に当たり、現金による納入の申出につい
3件、124,500円あったので、適正な事務の執行に努めら	ては、直接収納の手続により、適正な事務の執行に努め
れたい。	ることとした。

- 3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年6月18日
 - イ 本監査実施日 平成27年7月14日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、過年度に係る経費を支出してい	委託業務の執行に当たっては、問題発生時における的確

に努められたい。

るものが1件、4,821,120円あったので、適正な事務の執行な対応の徹底と職員間の十分なコミュニケーションを図る ことにより適正な事務の執行に努めることとした。

- 4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年5月20日及び21日
 - イ 本監査実施日 平成27年7月22日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、請求書受理後相当期間経過して	委託料の支出に当たっては、請求書は担当の上位者が受
から支出しているものが1件、17,380,000円あったので、	領することとし、精算一覧表に請求書受領日、請求額及び
適正な事務の執行に努められたい。	支払日の欄を設け、支払状況を複数で確認できるよう整備
なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかか	し、支払遅延の防止に努めることとした。
わらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改	
善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことか	
ら、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努めら	
れたい。	

- 5(1) 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成27年6月9日
 - イ 本監査実施日 平成27年7月23日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生活保護費に係る費用返還債権の管理に当たり、消滅時	返還金徴収の対象となっている全ケースについて、返還
効完成後著しく遅れて不納欠損処理をしているものが1件	・徴収進行管理表により進捗管理を行うこととし、同管理
、356,146円あったので、適正な事務の執行に努められたい	表へ時効の起算日及び完成日を明記し、随時適切な納入指
•	導を行うとともに、時効が完成した場合の事務処理が遅延
	することがないよう複数体制で確認を行い、再発防止に努
	めることとした。